

自動車リサイクル専門委員会の審議状況について

平成 13 年 4 月、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを確保するためのシステムについて専門的な見地から調査・検討いただくため、自動車リサイクル専門委員会（座長：永田勝也 早稲田大学教授）を設置。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）附則第 13 条に基づき、法施行（平成 17 年 2 月 1 日）後 5 年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

このため、平成 20 年 7 月から経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWGとの合同会議により、自動車リサイクル法の施行状況等について検討を開始。

これまで 7 回の合同会議を開催し、自動車リサイクル法の施行状況を点検するとともに、義務者・関係者等に対するヒアリングを実施。

次回以降、追加のヒアリングを実施したうえで、論点を整理し審議を行い、報告書の取りまとめを行う予定。

審議状況

第 12 回合同会議	平成 20 年 7 月 11 日	自動車リサイクル法の施行状況について
第 13 回合同会議	平成 20 年 9 月 8 日	自動車リサイクル制度の評価と今後のあるべき姿について
第 14 回合同会議	平成 20 年 10 月 22 日	特定再資源化等物品の再資源化業者に対するヒアリング
第 15 回合同会議	平成 20 年 11 月 4 日	解体業者・破砕業者に対するヒアリング
第 16 回合同会議	平成 20 年 12 月 9 日	自動車製造業者等に対するヒアリング
第 17 回合同会議	平成 20 年 12 月 25 日	引取業者に対するヒアリング
第 18 回合同会議	平成 21 年 1 月 20 日	地方自治体に対するヒアリング

